

ワンストップ特例制度の添付資料と申請書の記入例について

個人番号（マイナンバー）カードを **お持ちの方は①** を、 **お持ちでない方は②** をご確認ください。

個人番号（マイナンバー）カードの**両面のコピー**を添付してください。

① 持っている場合

① のりしろ



【おもて面】

① のりしろ



【うら面】

個人番号（マイナンバー）**通知カードの両面のコピー**
又は
個人番号が記載された住民票の写し

+

**身分証明書の
コピー**

を添付してください。

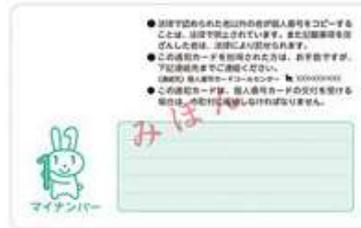
② 持っていない場合

② のりしろ



【おもて面】

② のりしろ



【うら面】

② のりしろ

身分証明書のコピー（氏名・住所・顔写真等が確認できるもの）

- ・運転免許証（住所、氏名等の変更手続きをされている場合は両面）
- ・パスポート（顔写真ページと住所記載のページ）
- ・身体障がい者手帳 など

※「顔写真なし」の身分証明書を添付される場合は、次の中から『2点』が必要となります。

- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書
- など

本紙は提出時の添付台紙としてご利用いただけます。

<寄附金税額控除に係る申告特例申請書 記入例>

平成 30 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

押印を
忘れずに！

申請日(記入日)
寄附先の自治体
の首長宛て

平成 30 年 ○月 ○日 ●厚木市長 殿	整理番号	
住所 △△県○○○○市 □□□町1丁目2番3号	フリガナ	フルサト タロウ
	氏名	故郷 太郎 (故郷)
	個人番号	123456789000
電話番号 123-456-7890	性別	男(男) 女
	生年月日	明・大 昭・平 40・11・23

第五十五号の五様式
(附則第二条の四関係)

マイナンバー
(個人番号)を
ご記入ください。
※通知カードに
記載されている
12桁の番号です。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。 ※上の太枠内の項目のうち、電話番号以外の情報について変更があった場合は別途変更届出書を交付してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

- ①(注1)の提出の必要があるにもかかわらず、提出を忘れた場合
②確定申告した場合
③医療費控除等を受ける場合
④特例申告した自治体数が5を超えた場合 に特例申請は適用外となります。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
●平成 30 年 ○月 ○日	30,000 円

自治体へ寄附した
金額を記入します

⚠️ ご注意

寄附を行う毎に申請書の作成が必要となります。

自治体へ寄附した
年月日(申込日)を
記入します

⚠️ ご注意

お手元に寄附金受領証明書がある場合は、証明書の『寄附受領年月日』を記入してください。

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

チェックを
してください。

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者
※毎年の確定申告を必要としない一般的なサラリーマンなどがこれに該当します。
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者
※ふるさと納税以外で、各種住民税や医療費といった各種控除を受ける人は、確定申告が必要です。

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

チェックを
してください。

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。
※特例申請を行う自治体数が5を超えると適用外となり、確定申告する必要があります。

(切り取らないでください。)

平成 年寄附分 市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
住所	受付日付印
※この部分には記入しないでください。	
氏名	殿
受付団体名	